

I J A とコンプライアンス 2

- 1 コンプライアンスの意味 2
- 2 コンプライアンスが喧伝される背景 2
 - (1) 不祥事の続発 2
 - (2) 最重要経営課題 3
- 3 系統金融検査マニュアル等の公表 4
 - (1) 系統金融検査マニュアルの発出 4
 - (2) 活用を期しての公表 5
 - (3) 系統共済検査マニュアルの公表 5
- 4 系統金融（共済）検査マニュアルの機能 6
 - (1) 経営管理活用資料 6
 - (2) J A 検査マニュアル 6
- 5 J A 検査マニュアルの要請 7
 - (1) コンプライアンス態勢の構築 7
 - (2) 適切なリスク管理態勢の確立 8
 - (3) プロセス・チェックと説明責任 9

II J A の経営管理とコンプライアンス 11

- 1 行政による J A 検査の補強性 11
- 2 農協法の定める J A の内部管理 11
 - (1) 理事会・経営管理委員会による監督 11
 - ① 理事会 11
 - ② 経営管理委員会 12

| | |
|-----------------------------------|----|
| (2) 理事・経営管理委員による監督 | 13 |
| (3) 監事による内部監査 | 14 |
| (4) 組合員による監視 | 15 |
| ① 総会招集の請求 | 15 |
| ② 役員の変更等請求 | 15 |
| ③ 違法行為の差止め | 15 |
| ④ 行政庁に対する検査請求 | 16 |
| ⑤ 代表訴訟 | 16 |
| 3 農協法の定める外部監査等 | 17 |
| (1) 中央会による監査 | 17 |
| (2) 行政庁による提出命令等 | 17 |
| (3) 行政庁の検査権・検査義務 | 18 |
| ① 組合員の請求による検査義務 | 18 |
| ② 違反が疑われるときの検査権 | 18 |
| ③ 貯金受入れ事業、共済事業を行う J A の随時検査 | 18 |
| ④ 貯金受入れ事業、共済事業を行う J A の定例検査 | 19 |
| 4 再編強化法の定める農林中金の指導 | 19 |
| (1) J A バンク基本方針 | 19 |
| (2) 農林中金の指導業務 | 20 |
| (3) 行政庁・中央会等の協力 | 21 |
| 5 契約に基づく共済連の指導 | 21 |
| (1) J A 共済コンプライアンス・リスク管理方針 | 21 |
| (2) 共同事業契約 | 22 |

Ⅲ コンプライアンス違反の責任 23

| | |
|-----------------------|----|
| 1 刑事責任 | 23 |
| (1) 刑事責任の意義 | 23 |
| (2) 刑事責任（刑罰）の確定 | 23 |

| | |
|--------------------|----|
| (3) 刑罰法規 | 24 |
| 2 民事責任 | 25 |
| (1) 民事責任の内容 | 25 |
| (2) 役職員個人の損害賠償責任 | 25 |
| (3) J Aの負担する損害賠償責任 | 26 |
| ① 代表理事の不法行為 | 26 |
| ② 契約責任 | 26 |
| ③ 使用者責任 | 26 |
| ④ 代理店委託責任 | 27 |
| (4) 損害賠償責任の決定 | 27 |
| 3 行政責任 | 28 |
| (1) 行政責任の内容 | 28 |
| (2) 責任の並存 | 29 |
| (3) J Aに対する行政処分 | 29 |
| ① 業務報告書の提出義務 | 29 |
| ② 業務停止命令等 | 30 |
| ③ 役員改選命令 | 30 |
| ④ 不祥事件等の届出義務 | 30 |
| ⑤ 規程の承認の取消し | 31 |
| ⑥ 解散命令 | 31 |
| 4 社会的制裁 | 32 |
| (1) 風評破綻 | 32 |
| (2) 引責辞任 | 32 |

IV J A 役職員の任務と損害賠償責任 34

| | |
|-------------------|----|
| 1 役員の損害賠償責任 | 34 |
| (1) J Aに対する損害賠償責任 | 34 |
| ① 任務違反 | 34 |

| | |
|-------------------|----|
| ② 役員の仕事 | 35 |
| ③ 役員の新しい仕事 | 35 |
| ④ 故意・過失 | 36 |
| ⑤ 理事会等決議による行為の責任 | 37 |
| ⑥ 経営判断の誤り | 38 |
| ⑦ 損害賠償責任の消滅 | 39 |
| (2) 第三者に対する損害賠償責任 | 39 |
| ① 役員の法定責任 | 39 |
| ② 理事・監事の法定責任 | 40 |
| (3) 連帯責任 | 40 |
| 2 参事その他職員の損害賠償責任 | 41 |
| (1) JAに対する損害賠償責任 | 41 |
| (2) 第三者に対する損害賠償責任 | 42 |

V コンプライアンス態勢の構築 44

| | |
|--------------------|----|
| 1 態勢構築と独自のマニュアル | 44 |
| (1) 自主性と法的義務 | 44 |
| (2) 説明責任と文書化の法的義務 | 44 |
| (3) 態勢構築の姿勢 | 45 |
| 2 構築の体制 | 46 |
| (1) 役員の率先垂範と職員の役割 | 46 |
| (2) コンプライアンス統括部門 | 47 |
| ① 統括部門の機能 | 47 |
| ② 統括部門の所管事項 | 48 |
| (3) コンプライアンス担当者 | 48 |
| ① 各部門管理者 | 48 |
| ② 態勢構築への反映 | 49 |
| (4) コンプライアンス・オフィサー | 49 |

| | |
|--------------------------|----|
| (5) コンプライアンス研修 | 50 |
| ① 経営者の関与 | 50 |
| ② 階層別等の研修 | 50 |
| 3 コンプライアンス関連マニュアルの文書化 | 51 |
| (1) JA検査マニュアルの示唆するマニュアル類 | 51 |
| (2) 基本方針および遵守基準 | 51 |
| (3) コンプライアンス・マニュアル（手引書） | 52 |
| (4) コンプライアンス・プログラム（計画書） | 53 |
| (5) コンプライアンス・マニュアル等の見直し | 54 |

VI JA経営にかかるリスク管理・コンプライアンス 55

| | |
|--------------------|----|
| 1 内部不正等防止体制 | 55 |
| (1) 事務リスク | 55 |
| (2) 事務部門の整備 | 55 |
| (3) 事務規定の整備 | 55 |
| (4) 事故防止のための人事管理 | 56 |
| (5) 実例にみるリスク認識のヒント | 56 |
| 2 不祥事件への対応体制 | 58 |
| (1) JA検査マニュアルの要請 | 58 |
| (2) 不祥事の定義 | 58 |
| (3) 対応体制 | 59 |
| (4) 行政庁への届出義務 | 59 |
| 3 反社会的勢力への対応体制 | 60 |
| (1) 反社会的勢力の特徴 | 60 |
| (2) 対応策 | 60 |
| 4 苦情・顧客トラブル処理体制 | 61 |
| 5 組合員等の相談対応 | 62 |
| (1) 相談の傾向 | 62 |

| | |
|-------------------|----|
| (2) 弁護士法・税理士法上の規制 | 62 |
| 6 不当差別等防止体制 | 63 |
| (1) 男女差別等防止体制 | 63 |
| (2) セクハラ防止 | 63 |
| 7 制裁（懲罰）規定の整備 | 64 |
| (1) 懲罰の根拠 | 64 |
| (2) 明確・公平な処分 | 65 |
| (3) 抑止的効果の確保 | 65 |
| 8 文書管理 | 66 |
| (1) 文書の種類と機能 | 66 |
| ① 契約書・取引経緯等取引関係文書 | 66 |
| ② 議事録・稟議書等内部関係文書 | 66 |
| ③ コンプライアンス関連文書 | 67 |
| (2) 文書管理のルール | 68 |
| ① アクセス管理 | 68 |
| ② 保管管理 | 68 |
| ③ 廃棄管理 | 68 |

VII JA業務に共通するコンプライアンス 69

| | |
|----------------------|----|
| 1 守秘義務 | 69 |
| (1) 信義則による守秘義務 | 69 |
| (2) 守秘義務の排除 | 69 |
| 2 金融商品販売法などによる説明義務 | 70 |
| (1) 農協法・金融商品取引法・保険業法 | 70 |
| (2) 金融商品販売法 | 71 |
| ① 重要事項の説明 | 71 |
| ② 勧誘方針の策定・公表 | 72 |
| 3 消費者契約法による告知義務等 | 72 |

| | |
|--|----|
| (1) 取消原因 | 72 |
| (2) 契約条項の無効 | 73 |
| 4 個人情報保護法による情報保護義務 | 74 |
| (1) 情報保護義務 | 74 |
| ① 個人情報（特定の個人を識別できるもの）についての義務 | 74 |
| ② 個人データ（個人情報データベースを構成する個人情報）についての義務 | 75 |
| ③ 保有個人データ（個人情報取扱事業者が内容の訂正、利用の停止等の権限を有する個人データ）についての義務 | 75 |
| (2) 保護義務違反の効果 | 75 |
| 5 マネー・ロンダリング防止策に対応する義務 | 76 |
| (1) 犯罪収益移転防止法による本人確認義務 | 76 |
| ① 対象取引 | 76 |
| ② 確認の内容と方法 | 76 |
| ③ 確認記録 | 77 |
| (2) 外為法上の本人確認義務 | 77 |
| (3) 犯罪収益移転防止法による届出義務 | 78 |
| ① 疑わしい取引の届出義務 | 78 |
| ② 態勢整備の要請 | 79 |
| 6 不公正な取引方法の排除義務 | 79 |
| (1) 独占禁止法とJ A取引 | 79 |
| (2) 不公正な取引の種類 | 80 |

VIII 信用事業特有のコンプライアンス 81

| | |
|------------------|----|
| 1 導入貯金 | 81 |
| 2 守秘義務と相続貯金情報の開示 | 82 |
| 3 相続貯金の便宜扱い | 83 |

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 相続貯金の帰属 | 83 |
| (2) 実務の処理 | 83 |
| (3) 便宜扱いの当否 | 84 |
| 4 偽造・盗難カード被害への対応 | 84 |
| 5 振り込め詐欺防止対応 | 86 |
| ① 取引停止等の措置 | 86 |
| ② 貯金債権の消滅手続 | 87 |
| ③ 被害回復分配金の支払 | 87 |
| 6 貯金口座の不正利用防止 | 87 |
| 7 貯金保険制度 | 88 |
| 8 金利制限違反 | 89 |
| (1) 利息制限法 | 89 |
| (2) 臨時金利調整法 | 90 |
| (3) 出資法 | 91 |
| 9 マネー・ロンダリングと本人確認等 | 92 |
| (1) 本人確認義務 | 92 |
| (2) 疑わしい取引の届出義務 | 93 |
| 10 浮貸し | 94 |
| 11 迂回融資 | 94 |
| 12 不法目的資金融資 | 95 |
| 13 融資取引と説明義務 | 96 |
| (1) 住宅ローン契約 | 96 |
| (2) 保証契約 | 96 |
| (3) 融資についての相談・申込対応 | 97 |
| 14 顧客保護と保証取引 | 97 |
| (1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証 | 98 |
| (2) 保証債務履行請求における保証人への対応 | 98 |
| 15 投資信託等の金融商品販売と説明義務等 | 98 |
| (1) 金融商品販売法等による損害賠償責任 | 98 |

| | |
|------------------------------|----|
| (2) 断定的判断の提供等による契約の取消し | 99 |
|------------------------------|----|

IX 共済事業特有のコンプライアンス 100

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1 共済推進上の禁止行為 | 100 |
| 2 勧誘方針違反の共済推進 | 101 |
| 3 契約者等の生活に配慮しない共済推進 | 101 |
| 4 架空契約等 | 102 |
| 5 農協法上の禁止行為 | 103 |
| (1) 虚偽告知・重要事項不告知 | 103 |
| (2) 虚偽告知勧奨 | 104 |
| (3) 告知妨害・不告知勧奨 | 105 |
| (4) 業務上の地位を不当に利用した共済推進 | 105 |
| (5) 転換契約における不告知 | 106 |
| (6) 誤解を与える比較表示 | 107 |
| (7) 割戻し金等にかかる断定的判断の提供 | 108 |
| (8) 共済掛金立替などの特別利益提供 | 109 |
| 6 個人情報・プライバシーの保護 | 110 |
| (1) 契約内容の照会対応 | 110 |
| (2) 個人データ（共済契約申込書等）の流出・盗難 | 111 |
| 7 共済取引と本人確認 | 111 |
| 8 クーリング・オフ対応 | 112 |
| 9 共済代理店への適正監督 | 113 |

X 経済事業その他事業のコンプライアンス 115

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 不公正な取引方法の禁止 | 115 |
| (1) 独占禁止法上の禁止規定 | 115 |
| ① 構成事業者への不当な制限 | 115 |

| | | |
|-----|----------------|-----|
| ② | 内部差別 | 116 |
| ③ | 優越的地位の濫用 | 117 |
| ④ | 抱き合わせ販売 | 118 |
| ⑤ | 排他条件付取引 | 119 |
| ⑥ | 拘束条件付取引 | 119 |
| (2) | 景品表示法上の禁止・制限規定 | 120 |
| ① | おとり広告 | 121 |
| ② | 不当な二重価格表示 | 121 |
| ③ | 懸賞による不当景品 | 122 |
| ④ | 総付けによる不当景品 | 123 |
| 2 | 物品の適正表示についての規制 | 124 |
| (1) | 景品表示法上の禁止規定 | 124 |
| ① | 品質・内容不当表示 | 125 |
| ② | 原材料不当表示 | 126 |
| ③ | 原産地不当表示 | 126 |
| (2) | 農畜産物等の表示規制 | 127 |
| ① | 有機農産物の表示 | 128 |
| ② | 農畜産物の原産地表示 | 129 |
| ③ | 無農薬表示 | 130 |
| ④ | アレルギー物質の表示 | 130 |
| 3 | 毒劇物の取扱規制 | 131 |
| 4 | 事業固有法 | 132 |

参考 JA等の不正等事案例

| | | |
|-----|------------|-----|
| 1 | 能動的な内部不正事案 | 137 |
| (1) | 横領型 | 137 |
| ① | 現金着服 | 137 |
| ② | 不正払出しによる着服 | 139 |

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| ③ | 架空振込による着服 | 140 |
| ④ | 不正貸付による着服 | 141 |
| ⑤ | 端末機操作・帳簿操作による着服 | 145 |
| (2) | 背任型 | 147 |
| ① | 情実融資 | 147 |
| ② | 名義貸し | 148 |
| ③ | 名義冒用迂回貸付 | 148 |
| ④ | 定款違反員外貸付 | 149 |
| ⑤ | 権限外貸付 | 149 |
| ⑥ | 権限濫用貸付 | 150 |
| 2 | 外部から誘発された内部不正事案 | 151 |
| (1) | 心理的強制による過振り融資 | 151 |
| (2) | 小切手操作による不正払出し | 152 |
| (3) | 甘言誘導による簿外貸付 | 153 |
| (4) | 恐喝に屈した不正払出し・融資 | 154 |
| 3 | 外部からもたらされた被害事案 | 155 |
| (1) | 融資詐欺 | 155 |
| (2) | 電話詐欺 | 157 |

| | | |
|-----------|------------------------|-----|
| 資料 | ・「JAバンク」の基本方針 | 158 |
| | ・JA共済コンプライアンス・リスク管理方針 | 160 |
| | ・JA共済金融商品勧誘方針について | 164 |
| | ・系統金融検査マニュアル抄（基本的考え方等） | 165 |

| | |
|----------------|-----|
| 事項・法令索引 | 170 |
|----------------|-----|

3 反社会的勢力への対応体制

(1) 反社会的勢力の特徴

反社会的勢力

反社会的勢力とは、継続的に違法行為を行いまたは違法行為を行うことを示して、企業や市民から金銭等の利益を得る集団です。

その特質は、他人の弱点に付け入り、あるいは、種々の暴力を背景とした脅迫的言辞を用いて他人を恐れさせて、不法な利益を得ることにあります。

反社会的勢力が、J A等金融機関に近づく目的は、金融機関から金銭を引き出すことであり、その手段として、金融機関の弱点を見つけて脅迫的な行為に出る、たとえば単純な払戻しに関するミスについて、それが致命的なミスのように騒ぎたてるなど、彼らの常套手段は他人の弱みをつけて脅迫することです。

逆に、彼らの弱点は、違法行為を司直に知られることを極度に恐れることにあります。

そこでJ Aとしては、警察等と連絡を密にすることが重要な対抗手段となります。とくに最近では、民事介入暴力について警察が積極的にとりあげるようになっていきますから、警察を味方に付けることが肝要です。

反社会的勢力は警察の関与を極端に嫌う

民事介入暴力

(2) 対応策

反社会的勢力に対する具体的な対応策としては、役員・部長・支店長など部署の長が対応してはならないということです。面会もすべきではありません。彼らは長と面会したことで、自分たちの要求が通ったものとみなすからです。

もし、対応しなければならぬのであれば、複数の者が

かならず複数で対応する

オープンスペースで対応すべきです。そして、決して彼らに言質をとられるようなことは言うてはならず、できれば録音するなどして記録し、その内容をすべて本部のコンプライアンス統括部門に報告して検討すべきです。

また、たとえば、債務整理事件などで、相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、相手方と部分的にも合意してはなりません。わずかの合意で、付き合いができたと称して、無理に難題を付けてくる可能性があるからです。

JA検査マニュアルでも、「反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか」をチェック項目としています。

4 苦情・顧客トラブル処理体制

苦情・トラブルの対応を記録する

苦情、顧客トラブルの内容は多岐にわたり、個別の対応もケースバイケースとなるでしょうが、その基本は「正確な原因調査」と、「誠実かつ迅速な対応」にあります。

対応の大勢としては、

- ① 発生時には、すみやかに上司に報告・相談を行い、コンプライアンス統括部門等所定の部署に適時適切に報告を行う
- ② 苦情・トラブルの原因調査を迅速に行い、その結果を踏まえて対応方針を決定する
- ③ 顧客の言い分を謙虚な態度でよく聞き、一方的に金融機関の正当性のみを主張しない
- ④ 顧客からの不当な要求に対しては、安易に妥協しない
- ⑤ 事実関係、交渉経緯を記録する

5 組合員等の相談対応

(1) 相談の傾向

J Aにおける組合員等からの相談は、貯金・共済・営農等J A業務に結び付いたものだけでなく、資産運用、相続対策、近親・近隣紛争など、財産や身分あるいは生活に関連するものが多くなってきているようです。

これらの事柄は、法務・税務と密接に関わるために、弁護士法・税理士法上の規制が問題となります。

(2) 弁護士法・税理士法上の規制

法律相談については、弁護士法による規制があり、弁護士以外の者が報酬を得る目的で法律事務をすることが禁止され（弁護士法 72 条）、違反した者は 2 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処せられます（弁護士法 77 条）。無償で行う法律相談が禁止されているわけではありませんが、具体的な事柄について法律判断をもって応じることは、後日のトラブルの原因ともなりかねません。法令の存否などにとどまらず法律判断を要すると思われる場合には、弁護士を紹介できる体制が望まれます。

税務相談についても、税理士法上の規制があります。税理士以外の者が税務相談を含む税理士業を行うことが禁止され（税理士法 52 条）、違反した者は 2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます（税理士法 59 条）。弁護士法の場合と異なり、有償無償を問いませんから、無償の相談だから許されるというものではありません。法文上明らかな税率の回答などと異なり、税務判断・税額計算を伴う相談については、遅滞なく税理士を紹介できる体制

税務相談の禁止は
有償無償を問わない

が望まれることは法律相談と同様です。

6 不当差別等防止体制

(1) 男女差別等防止体制

不当差別

男女雇用機会
均等法

募集・採用賃金・
労働時間等の差別
禁止

① 労働基準法は、「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的な取扱いをしてはならない」（4条）と定めています。

したがって、男女の賃金体系を別にすること、昇進条件を別途定めることなどは許されません。

② 「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保に関する法律」（略称「男女雇用機会均等法」）は、「事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない」（5条）と規定しています。

したがって、たとえば、総合職の募集や採用を男性に限定することや、一般職を女性に限定することは許されません。

③ 厚生労働省は、「募集および採用ならびに配置、昇進、教育訓練について事業主が適切に対処するための指針」を発出しており、その中で、「女性のみ」、「女性優遇」、「女性向の職場」などの表示は差別的として禁止し、

④ 一定の職務への配置にあたり、その対象を女性のみとする、たとえば、秘書や受付の配置を女性に限定するなどを禁止しています。

(2) セクハラ防止

セクシュアル・
ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、職場における男性が女性に対して行う性的な嫌がらせです。

セクハラには対価型と環境型がある

セクハラについて、男女雇用機会均等法 21 条 1 項は、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない」と規定して、事業主にセクハラに関する雇用管理上の配慮義務を課しています。

男女雇用機会均等法上のセクハラには、対価型と環境型があります。

対価型とは、上の条文の前段に該当するものであり、職場で女性が、その意思に反する不快な性的言動を受け、その言動を受け入れれば職場での待遇がよくなり、受け入れなければ待遇が悪くなるというものです。

環境型とは、上の条文の後段に該当するものであり、職場で女性が不快な性的言動を受けたために、職場に行きにくくなる、あるいは、働きにくくなる、というように就業環境が害されるものです。

セクハラは、不法行為として損害賠償責任が発生します（民法 709 条）。この場合、加害者である職員のみならず、使用者である J A も使用者責任（同法 715 条）として損害賠償責任を負うこととなります。

7 制裁（懲罰）規定の整備

(1) 懲罰の根拠

J A 検査マニュアルでは、制裁（懲罰）規定の適用は厳正かつ公平に行うことを求めています。

コンプライアンス違反行為を行った者に対する人事処分

就業規則

就業規則での懲罰規定

コンプライアンス違反行為

として懲罰するときの根拠は、就業規則に求められます。

労働基準法 89 条 1 項 9 号は、表彰とともに制裁の「種類および程度」を就業規則の相対的必要事項としていますので、就業規則に懲罰規定を設けているところがほとんどです。

しかし、コンプライアンス違反行為を懲罰の理由として掲げることは無理がありますから、「故意または過失により、当組合に損害を与えたとき」、あるいは「法令、当組合内の諸規定、手続きに違反した行為があったとき」といった条項を懲罰の根拠にするほかないでしょう。

(2) 明確・公平な処分

懲罰を科すときの基本は、例外を設けることは絶対に回避し、誰もが納得できる処分をすることです。

同種事案について、処分の内容に軽重が生じたり、これまでの経歴や人事評価を加えて評価する、あるいは処分を決定したとすればそのような懲罰を決定したこと自体がコンプライアンスに反し、新たに懲罰の対象となるでしょう。

(3) 抑止的効果の確保

コンプライアンス違反者に対して、懲罰を科すことにより違反者に反省を促すとともに、他の職員がコンプライアンス違反行為を行うことを抑止することも目的とすべきです。

明確・厳正・公正な処分が必要

そのためには、他の職員が納得できる「明確・厳正・公平な処分」が必要です。不公正な処分は、職員のJAに対する信頼を失い、隠れての違法行為の発生を助長しかねません。

また、厳正な懲罰を行うとともに、防止策を明示するこ

Ⅸ 共済事業特有のコンプライアンス

1 共済推進上の禁止行為

不適切な推進行為

農協法上の不適正な推進行為の規制は共済代理店にも適用される

農協法は、JAの共済契約の締結等推進活動において、不適切な推進行為をすることを規制しています。この共済推進上の禁止行為は、JAだけでなく共済代理店（JAの委託を受けてJAのために共済契約の締結の代理、または媒介を行うもの）にも適用されます（農協法11条の10本文）。

系統共済検査マニュアルも、事務規定にこれら禁止行為を明確に定めているかをチェック項目としています。

この農協法による禁止行為の特則は、民法や、すでに述べた消費者契約法、金融商品販売法、あるいは独占禁止法における不公正な取引方法の禁止等々の要請を、共済契約者等保護の観点から念のためとりあげたものですから、これらの法律の競合的な適用を排除するものではありません。

したがって、禁止行為に違反した場合には、不法行為（民法709条）、債務不履行（同法415条）に基づく損害賠償責任が生じたりするほか、農協法の罰則規定（99条の5、99条の6）が適用されたり、独占禁止法による排除措置の対象になったり、消費者契約法による契約取消原因に該当するなどが、競合してでてきます。

また、JAでは、「金融商品取引法」に基づく自主的な「勧誘方針」を定めています。勧誘方針に違反する行為および農協法・同法施行規則の規定する主な禁止行為は以下のとおりです。

2 勧誘方針違反の共済推進

勧誘方針

J Aでは、共済推進等のための自主的な「勧誘方針」を定め公表しています。

これは、金融商品販売法が、共済など金融商品の販売等に関する勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定め（金融商品販売法9条1項）、これを、店頭掲示や共済推進者が携帯するなどの方法によって公表する（同条3項）ことを指示しているためです。

勧誘方針では、次の事項等について定めることとされています（同条2項）。

- ① 勧誘の対象となる者の知識・経験・財産の状況および当該金融商品の販売にかかる契約締結の目的に照らして配慮すべき事項
- ② 勧誘の方法および時間帯に関し、勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

このうち、勧誘の方法および時間帯に関しては「訪問についてのあらかじめのお約束ある場合を除いて、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問は行いません」といった定めが一般的になされます。

したがって、約束もなしに、早朝あるいは夜遅くの訪問での共済推進は、勧誘方針に違反することになります。

3 契約者等の生活に配慮しない共済推進

消費者契約法では、事業者の不適切な行為によって本意ではない契約を締結してしまった場合には、消費者はその契約を取り消すことができるとされています（消費者契約

不適切な推進
行為

法4条)。

事業者の不適切な行為には「住居等からの退去を要求したにもかかわらず、これに応じない」といった消費者を困惑させる行為があります(73頁参照)。

したがって、共済推進に熱心のあまり、勧誘先で「帰ってほしい」との要求があっても住居など勧誘先で居座るなどした場合は、仮に共済契約の締結に至ったとしても、共済契約者はこれを取り消すことができます。

度が過ぎた場合は、住居侵入罪として刑法上の犯罪に該当することもあります。

4 架空契約等

架空契約

無断借名契約

実在しない人を共済契約者や非共済者として共済契約を締結する「架空契約」や、無断で他人の名義を使用して共済契約を締結する「無断借名契約」または「他人名義冒用契約」は、無効な契約であるだけでなく「不正な契約」として、刑法その他に触れる違法な行為となります。

このような契約のための共済契約書の作成は私文書偽造罪(刑法159条)に該当し、このような契約が利殖目的による場合は同時に詐欺罪(同法246条)にも該当します。

組合員等利用者から、利殖目的での共済加入についての相談があり、「架空契約」等の提案をしたり勧めたりした場合は、そのような提案等をした農協の役職員が詐欺罪の共犯(同法60条、61条)とされる可能性があります。

また、脱税目的の場合は、利用者は税法違反による刑罰(所得税法238条等)に該当し、提案・勧誘をした農協の役職員も共犯として同罪に問われる可能性があります。

なお、共済推進に熱心のあまり、

- ・ J A の役職員が利用者から名義使用の了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払うという「借名契約」
- ・ 被共済者の健康状態では加入が困難なため、共済推進者が被共済者と異なる者に診査を受けさせて共済契約を締結する「替玉診査」
- ・ 共済推進者が、故意に被共済者の年齢を偽らせて共済契約を締結する「年齢詐称」

などは、いずれも刑法に該当する行為であり、J A に損害を与えた場合は、損害賠償責任（民法 709 条）対象行為ともなります。

5 農協法上の禁止行為

(1) 虚偽告知・重要事項不告知

虚偽告知

共済契約者または被共済者に対して虚偽のことを告げ、または、共済契約の契約条項のうち、重要な事項を告げない行為は禁止されます（農協法 11 条ノ 10 第 1 号）。

共済契約の内容や手続きなどについて、虚偽の事柄を告げたり、共済契約上の重要な事項を告げない行為は、共済契約申込者に共済契約締結の際の、合理的な判断を誤らせるというのが禁止の理由です。

「重要な事項」とは、保障内容、共済期間、免責事由など、共済契約申込者が、共済契約の締結に際して合理的な判断をするために必要となる事項を指します。

「重要な事項」は、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」等に記載されています。

共済推進時にはこれらの資料を用いて共済契約の内容を全体的に説明したうえで、「重要事項説明書（契約概要）」